



921号  
2021年12月14日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



# 拘束勤務時間の延長

## 拘束勤務時間の延長

会社は勤務時間制度の見直し概要案を周知した。着替え等の為に、準備時間が新設されるが、これまでの仕事時間と実質は変わりないと班員に周知された。

準備時間は業務開始・終了の為の準備時間で、着替えや荷物整理のための有給の時間となっている点は評価できる。書面には、「実際に業務開始・終了する時間は変わりません」と記載されている。分かり易い説明をするなら、休憩時間45分を含むこれまでの8時間45分

### ● 現行は拘束時間8時間45分【8時間（休憩30分含む）+休憩45分】

8:20	8:30	12:00	12:15	13:00	17:15	17:20
更衣	勤務	休憩	休憩	勤務	休憩	勤務
						更衣

休憩前の労働時間3時間45分 休憩後の労働時間4時間15分

### ● 見直し例は拘束時間9時間【8時間（休憩15分含む）+休憩60分】

8:20	8:30	12:00	12:15	13:00	17:15	17:20
準備	勤務	休憩	勤務	休憩	勤務	準備

休憩前の労働時間3時間40分 休憩後の労働時間4時間20分

### ● 現行のままでも対応は可能案

#### 拘束時間8時間45分【8時間（休憩30分含む）+休憩45分】

8:30	8:40	12:00	12:15	13:00	17:10	17:15
準備	勤務	休憩	休憩	勤務	休憩	勤務
						準備

休憩前の労働時間3時間45分 休憩後の労働時間4時間15分

分勤務から、休憩時間60分を含む9時間勤務に変更すると記載するべきだ。注意点として、準備時間を新設した事で、勤務時間の曖昧さの危険性が出る。準備時間を勘違いした上司が、「準備時間は有給だから、着替えて仕事を準備が出来たら、業務をしない」と指示された場合をイメージすればわかるだろう。ここで、疑問が出る。休憩時間を延ばさず、現行の制度であっても、図で示した様に対応は可能だ。見直しの例だが、昼の休憩を45分から、60分に延長する必要はない。労働基準法では、8時間勤務までなら、45分の休憩でよく、正確に言えば、45分以上の休憩なので、60分も可能だ。だが、休憩は無給である為、拘束時間延長を喜ぶ社員がいるとは考えにくい。その為これは社員に対する一種の不利益変更と見なされる可能性がある。例を見る限り、休憩時間を15分延長する事で、これまでの業務時間と変わらない様に、会社側が調整した事は想像しやすい。しかし、現段階では不明な点がある為、今後も検証していく必要があるだろう。

## 格差是正の為に、富の分配が必要

賃金格差の縮小や分配は可能なのか。日本の労働者賃金はG7の中で上から6番目である。一位のアメリカは約763万円、日本は約433万円と差が大きい。もちろん、為替の換算影響はあるが、様々な経済対策、アベノミクスなどで経済成長している様にも見え、株価も一時、3万円を超えた。しかし、恐ろしいデータもある。1997年の平均賃金は約467万で、2020年は約433万で前年比3万円低く、賃金が減っているのが現実だ。一方、企業の内部留保は2011年に約282兆円だったが、2020年は約484兆円と10年で約1.7倍と急増した。政府や機関投資家が株を買って支え、一部の企業や人だけに、偏った利益の集中が続いている。最低賃金や賃金、賞与を上げようとしても、企業からは経営が厳しいとの声が多いと聞く。コロナ禍も相まって企業の約7割が赤字というから当然だ。一部の企業に利益が集中している状況だからだ。岸田新政権では、積極的な賃上げを行うと表明し、政策を掲げている。制度的な改善対策を期待したい。

## 今後の予定

- 12月14日(火) 17:00~  
第2回呉支部執行委員会  
支部事務所
- 1月1日(土) 6:00~  
朝ピラ配布  
呉局前

(注意) 繁忙期の為、12月28日(火)の発行はありません

次号は 1月1日 予定